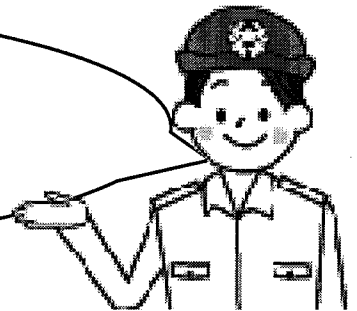


寒く乾燥した日が続いており、インフルエンザが流行しています。
予防には、◆こまめな手洗い ◆休養・栄養・水分補給 ◆咳エチケット
◆適度な室内加湿・換気 ◆予防接種(かかりつけ医と相談)が大切です。
体調管理に気を付けてお過ごし下さい。



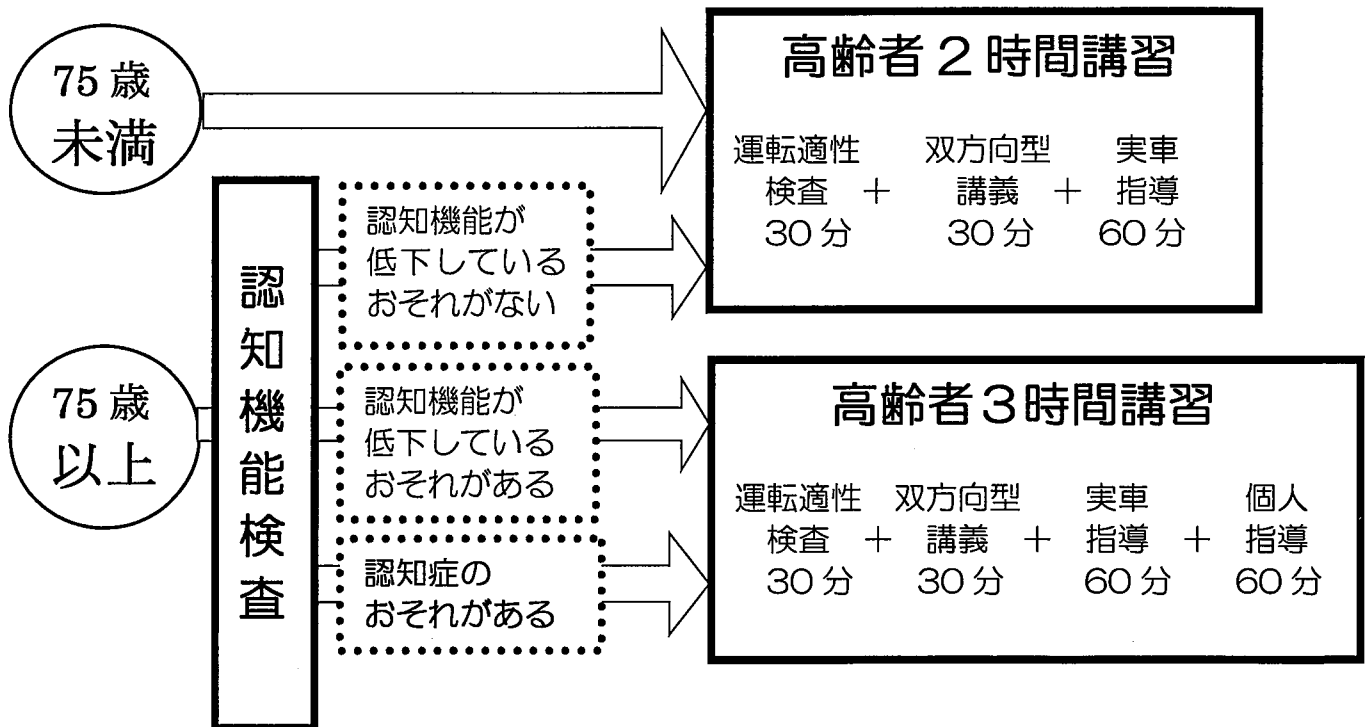
高齢運転者の交通安全対策が強化されます

H29年3月から更新時の認知機能検査の判定結果により、受講する高齢者講習の内容が変わります。



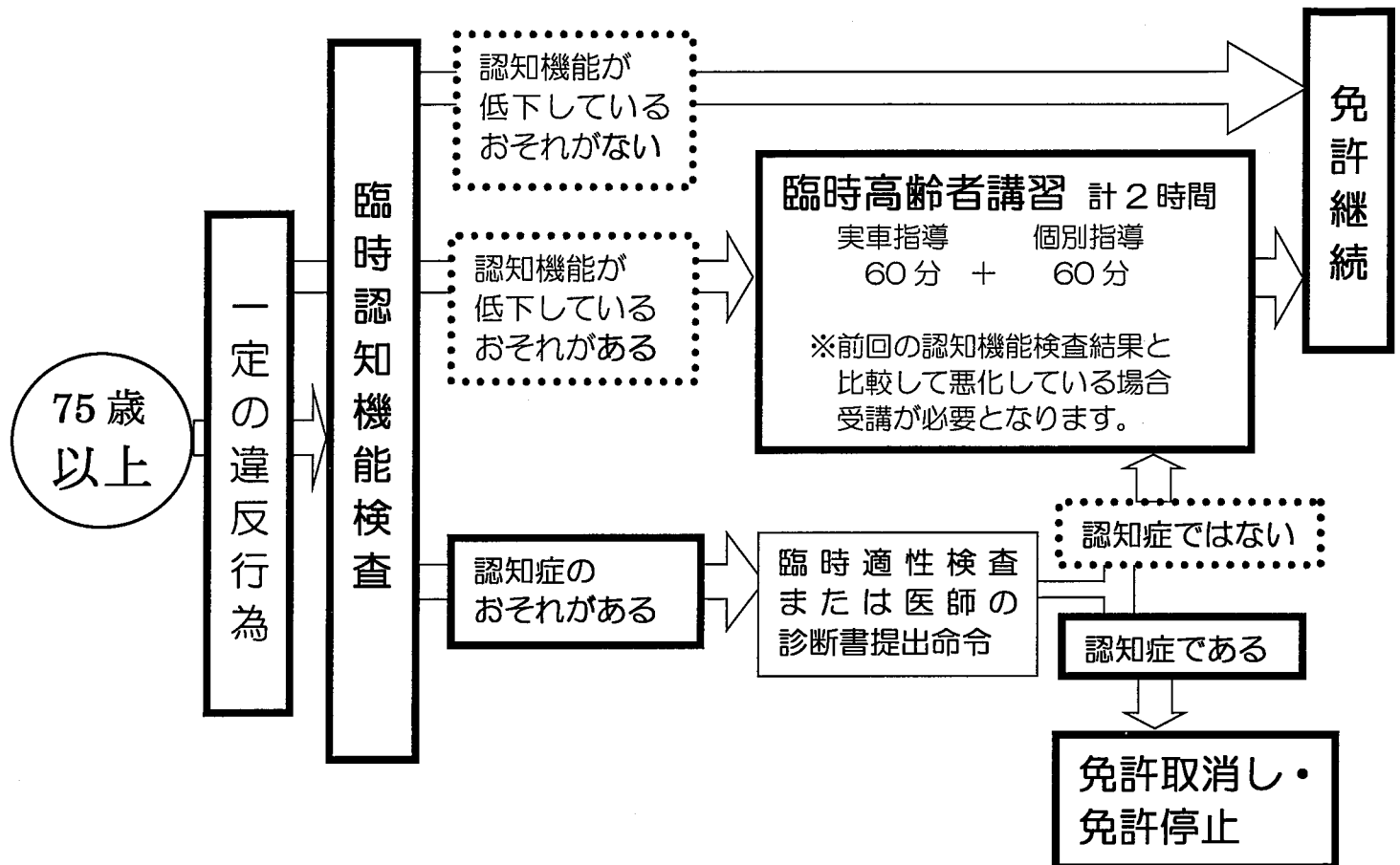
更新時の認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された場合、臨時適性検査の受検又は医師の診断書の提出が義務付けられます。

臨時適性検査の不受検又は医師の診断書の提出命令に違反した場合、運転免許の取消処分や停止処分を受けることになります。



75歳以上の方が「認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為」（信号無視や合図不履行などの18基準行為）をした場合、臨時に認知機能検査を受けることになります。

※臨時認知機能検査の内容は、更新時の認知機能検査と同じ内容です。



➡ 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けない場合には、運転免許の取消または停止となります。

➡ 更新時及び臨時認知機能検査等で「認知症のおそれがある」と判定された方については、臨時に適性検査をうけるか、一定の要件を満たす医師（認知症に関し専門的な知識を有する医師または認知症に係る主治医）の診断書を提出することとなります。

